

○一関工業高等専門学校運営委員会規則

(平成17年7月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日全部改正）第27条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて、本校の運営に関する次の各号に掲げる重要事項を審議する。

- 一 学則その他重要な規則の制定改廃に関すること。
- 二 予算概算の方針に関すること。
- 三 学科等組織の改廃・教育研究体制の改善等に関すること。
- 四 教務・厚生補導・寮務に関する重要なこと。
- 五 中期計画に関すること。
- 六 外部評価等に関すること。
- 七 自己点検評価に関すること。
- 八 将来計画及び施設の有効活用に関すること。
- 九 国際交流に関すること。
- 十 FDに関する事項。
- 十一 男女共同参画に関すること。
- 十二 その他本校の運営に関する重要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 校長補佐
- 四 学科長
- 五 各系長及び各領域長
- 六 メディアセンター長
- 七 総合情報センター長
- 八 保健管理センター長
- 九 情報セキュリティ推進室長
- 十 技術室長
- 十一 国際交流委員会委員長
- 十二 事務部長
- 十三 その他校長が必要と認めた者

(議長)

第4条 校長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要がある場合には、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 校長が必要と認めた場合には、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に必要なに応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は別に定める。

(幹事)

第7条 運営委員会に幹事を置き、総務課長及び学生課長をもって充て、会務を処理する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 一関工業高等専門学校将来計画検討委員会規則及び一関工業高等専門学校国際交流委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則第3条の規定にかかわらず、一関工業高等専門学校学則附則（平成29年4月1日施行）第2項に規定する学科の在籍者が在学するまでの間、機械工学科長、電気情報工学科長、制御情報工学科長、物質化学工学科長、一般教科長（人文社会系）及び一般教科長（自然科学系）を委員に加えることができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。